



令和3~4年 年末年始の 市の業務と休館日



市役所、各支所・出張所

市役所 ☎77551111
☎77519819

市役所と平方・原市・大石・上平・大谷支所、尾山台・上尾駅出張所は12月29日(水)～1月3日(月)は休みです。

●婚姻・離婚・出生・死亡届など

右記の期間中は、市役所北口玄関の「休日夜間受付」で受け付けます。この期間中に受け付けた届け出などの確認作業は、1月4日(火)から行います。

●証明書のコンビニ交付サービス

12月29日～1月3日は、マイナンバーカードを利用したコンビニなどでの証明書交付が停止となります。

■ごみの収集・直接搬入

西貝塚環境センター ☎78119141
☎78119166

●ごみの収集

年末年始のごみ収集は下表のとおりです。ごみは正しく分別し、収集日の8時までにごみ集積所に出してください。※ごみの量や交通事情

のため、収集時間が変動する場合があります。

【年末年始のごみ収集】

| 収集区域 | 年末最終日 ごみの種類 | 年始開始日 ごみの種類 |
|-------|------------------|------------------|
| A地区 | 12/30(木) 可燃ごみ | 1/5(水) 紙・布類 |
| B地区 | | 1/4(火) ペットボトル |
| C・D地区 | 12/28(火) 可燃ごみ | 1/4(火) 可燃ごみ |

※詳しくは『上尾市ごみ収集カレンダー』またはごみカレンダーアプリを確認してください。

ごみカレンダー
アプリ



●ごみの直接搬入

【最終搬入日】12月24日(金) 【年始開始日】1月7日(金) 【搬入時間】(月)～(金)8時45分～11時30分、13時～16時15分 ※12月27日(月)～1月6日(木)は、ごみの直接搬入はできません。

【処理手数料】家庭ごみ/10規につき230円 ※搬入の際は、係員の指示・誘導に従ってください。なお、市内で発生したごみであることを確認するた

【主な施設の年末年始の休館日】

| 施設名 | 年末年始の休館日 |
|------------------|---|
| 図書館・各分館 | 12/27(月)～1/4(火) |
| コミュニティセンター | |
| イコス上尾 | 12/28(火)～1/4(火) |
| ことぶき荘 | |
| 文化センター | |
| 各公民館 | |
| 自然学習館 | 12/29(水)～1/3(月) |
| 戸崎公園 | |
| 上平公園テニスコート | |
| 平塚公園テニスコート | |
| 消費生活センター | |
| 瓦葺ふれあい広場 | |
| 児童館アッピーランド | |
| 児童館こどもの城 | |
| 平方スポーツ広場 | |
| 平方野球場 | |
| 平塚サッカー場 | 12/31(金)～1/2(日) |
| 市民体育館 | |
| 健康プラザ わくわくランド | 12/31(金)～1/2(日) ※12/30(木)、1/3(月)・1/4(火)は17時に閉館します。 |
| 上尾伊奈斎場 つつじ苑 | 12/31(金)～1/3(月) ※1/4(火)は上尾市・伊奈町に在住の人を優先します。 |

■上・下水道

管工事業協同組合漏水対策室
☎01207111930
☎7717878

12月29日(水)～1月3日(月)の期間中

に、水道の漏水や公共下水道が詰まった場合などの修理は、管工事業協同組合漏水対策室に連絡してください。

■し尿くみ取り

生活環境課 ☎77516940
☎77519872

12月30日(木)～1月3日(月)は、し尿のくみ取りは休みです。12月28日(火)までに生活環境課へ問い合わせてください。

空き家の譲渡所得の 3千万円特別控除

交通防犯課 ☎77555138
☎77519927

相続した空き家の耐震リフォームまたは取り壊しをした後にその家屋または敷地を譲渡した場合、譲渡所得の金額から3千万円が特別控除されます。

市では控除の適用を受けるために必要な「被相続人居住用家屋等確認書」を交付します。☎次の①～④の

全てに該当するもの①昭和56年5月31日以前に建築された②相続の直前に被相続人の居住のためだけに使われていた③相続から譲渡までに、事業、貸付、居住のために使われてい

ない④平成28年4月1日～令和5年12月31日の間で、相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した 申 申込書(交通防犯

課にある。国土交通省ホームページ <☎https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku_kukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html>からダ

ウンロードも可能に必要事項を記入し書類を添えて、直接または郵送で交通防犯課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※詳しくは、問い合わせ

てください。 ※控除が適用となる

かは税務署が判断します。



将来のごみの分別収集案の 説明会

環境政策課 ☎77516925
☎77519872

上尾・伊奈広域ごみ処理施設の令和15年度稼働に向けて、伊奈町と将来のごみの分別収集案を検討しています。伊奈町と広域でごみ処理を行うことから、プラスチックごみなどの分別区分や収集体制を統一するものです。このたび、その案がまとま

りましたので住民説明会を開催します。☎①12月21日(火)18時～②12月25日(土)14時～ 所 上尾市役所7階大会議室 対 市内に在住の人 定 各40人 申 開催日の1週間前までに希望

日、住所、氏名、電話番号を電話かファクスまたはメール(☎52510000@city.ageo.lg.jp)に環境政策課へ



都市計画に関する公聴会

都市計画課 ☎775-7629・☎775-9906

計画(案)の作成に当たり、意見を聞くための公聴会を開催します。

大谷南部鴨川沿川地区の 都市計画(素案)

☎県の都市計画の変更に伴う大谷南部鴨川沿川地区(大字向山、大字大谷本郷の各一部)を対象とした「上尾都市計画用途地域」の変更案 ☎令和4年1月18日(火)10時～ 所 大谷公民館 【都市計画(素案)の閲覧・公述の申し出期間】12月10日(金)～24日(金)(土(日)を除く) 【都市計画(素案)・公述申出書の設置場所】都市計画課 ※市ホームページにも掲載します。☎上尾市に住所を有する個人と法人 申 公述申出書に必要事項を記入して、直接または郵送(12月24日必着)で、都市計画課(〒362-8501本町3-1-1)へ

県が決定する都市計画(原案)

県都市計画課 ☎830-5341

伊奈町都市計画課 ☎721-2111

☎県が決定する「上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「上尾都市計画区域区分」の変更案 ☎令和4年1月18日(火)14時～ 所 大谷公民館 【都市計画(原案)の閲覧・公述の申し出期間】12月10日(金)～24日(金)(土(日)を除く) 【都市計画(原案)・公述申出書の設置場所】都市計画課、県都市計画課、県北本県土整備事務所、伊奈町都市計画課 ※県・市ホームページにも掲載します。☎上尾市または伊奈町に住所を有する個人と法人 申 県電子申請届出サービスに入力または公述申出書に必要事項を記入して、直接または郵送(12月24日必着)で、都市計画課(〒362-8501本町3-1-1)、または県都市計画課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)へ

希望者多数の場合は、公述人を選定することがあります。公述時間は1人当たり、おおむね10分以内です。公述の申し出がない場合は中止です。傍聴を希望する人は、令和4年1月7日(金)から都市計画課に問い合わせてください。

☎時とき ☎所ところ ☎内内容 ☎対対象 ☎費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ☎定定員 ☎持持ち物
☎申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ☎問問い合わせ

市民コメント制度に 基づく意見募集

市内に在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係者【意見などの取り扱い】内容を検討し、策定の参考とする ※住所・氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見と市の回答を市ホームページで公表します。個別には回答しません。

上尾市地域公共交通計画(案)

交通防犯課

☎775515138
FAX77519927

法律の改正に伴い、上尾市地域公共交通網形成計画を修正し、上尾市地域公共交通計画として策定します。このたび、その案がまとまりましたので、市民コメント制度に基づき意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】12月20日(月)～令和4年1月19日(水) 【計画(案)・意見書の設置場所】交通防犯課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(令和4年1月19日消印有効)またはファクス、メールで交通防犯課(〒362-8501本町3-1-1、☎S209000@city.ageo.lg.jp) <



上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画(案)

環境政策課

☎77556925
FAX77519872

上尾・伊奈広域ごみ処理施設の令和15年度稼働に向けて、将来のごみの分別収集体制を含めた上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画を策定します。このたび、その案がまとまりましたので、市民コメント制度に基づき意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】12月24日(金)～令和4年1月24日(月) 【計画(案)・意見書の設置場所】環境政策課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(令和4年1月24日消印有効)またはファクス、メールで環境政策課(〒362-8501本町3-1-1、☎S251000@city.ageo.lg.jp) <

第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画(案)

福祉総務課

☎77551118
FAX7759846

市と社会福祉協議会は、第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】12月8日(水)～令和4年1月7日(金) 【計画(案)・意見書の設置場所】福祉総務課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館、社会福祉協議会(総合福祉センター内)、社会福祉協議会各支部 ※市ホームページにも掲載します。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(令和4年1月7日消印有効)またはファクス、メールで福祉総務課(〒362-8

第2次上尾市多文化共生推進計画(案)

市民協働推進課

☎77514597
FAX7750007

市の多文化共生施策の推進に向けて、第2次上尾市多文化共生推進計画を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】12月1日(水)～27日(月) 【計画(案)・意見書の設置場所】市民協働推進課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(12月27日消印有効)またはファクス、メールで市民協働推進課(〒362-8501本町3-1-1、☎S53000@city.ageo.lg.jp) <

上尾市子どもの貧困対策計画
(案)

子ども支援課 078334962
077415342

子どもの貧困に関する施策を推進するため、上尾市子どもの貧困対策計画を策定します。このたび、その案がまとりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】12月

13日(月)～令和4年1月13日(木)【計画(案)・意見書の設置場所】子ども支援課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(令和4年1月13日消印有効)またはファクス、メールで子ども支援課(〒362-8501本町3-1-1、05172000@city.ageo.jp)へ

『口からはじめるフレイル予防』パンフレットと歯ブラシを送付



高齢介護課 0775-4190・0776-8872

フレイルとは、加齢に伴い体や心のさまざまな機能低下が進み、それにより健康障害が起こりやすい状態の事です。そのままにしておくと要介護状態になる場合がありますが、適切な治療や予防をすることで健康な状態を取り戻せる可能性があります。そのため、コロナ禍でのフレイル予防として、「口からはじめるフレイル予防」をテーマにしたパンフレットと歯ブラシを郵送します。【郵送時期】12月上旬 09 令和3年10月1日時点で市内に在住の昭和22年4月1日以前生まれの人(要介護4・5の人、特定の施設に入所している人は除く)

【掲載内容】

- 口腔ケア** 同封の歯ブラシを使った、口の機能を低下させない歯や義歯の磨き方、うがい方法、気軽にできる口腔体操
- 栄養改善** 簡単にできる飲み込みやすくするための調理方法や、コンビニなどで手に入る栄養改善できる一品の紹介
- 運動・社会参加** 日常生活で習慣付けられる運動や社会参加活動など



「後期高齢者医療保険料納付確認書」
「国民健康保険税納付確認書」
「介護保険料納付確認書」を郵送

保険年金課 0775-5125・0775-9827
納税課 0775-5135・0775-9846
高齢介護課 0775-5127・0776-8872

「後期高齢者医療保険料納付確認書」「国民健康保険税納付確認書」「介護保険料納付確認書」を次のとおり郵送します。納付済みの保険料(税)は所得税や市・県民税申告時の社会保険料控除の対象となります。 ※年金から天引きされた分は、本人以外の申告には使えません(例/夫婦とも年金天引きの場合、夫の申告に妻の天引き分は使えない)。

①後期高齢者医療保険料納付確認書

09 令和3年中に後期高齢者医療保険料を納付した人
※詳しくは、保険年金課にお問い合わせください。

②国民健康保険税納付確認書

09 令和3年中に国民健康保険税を納付した人
※詳しくは、納税課にお問い合わせください。

③介護保険料納付確認書

09 65歳以上で令和3年中に介護保険料を納付した人
※納付確認書は、65歳になってからの介護保険料納付分だけです。64歳までの介護保険料は、加入している健康保険(国民健康保険、健康保険組合など)の保険料に含まれています。
※詳しくは、高齢介護課にお問い合わせください。

●①～③共通

【郵送時期】令和4年1月下旬

※特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書や口座振替)の両方で納付した人は、申告時に市発行の納付確認書を利用してください。年金支払機関発行の「公的年金等の源泉徴収票」の金額には普通徴収の納付額は含まれていません。

※令和3年中に転入した人は、前市区町村の納付額も併せて申告してください。郵送した納付確認書に記載される保険料・税納付額は、上尾市へ納付した分だけです。年末調整などで早めに必要な人は、無料で納付確認書を交付しますので、各問い合わせ先に連絡してください。

+++ 財政事情を公表します +++

毎年6月と12月に財政事情を公表しています。これは、市民の皆さんが納めた貴重な税金や国・県からの支出金などがどのように使われているかをお知らせし、市政について理解を深めていただくためのものです。今回は、令和2年度決算と令和3年度上半期の収支状況をお知らせします。

財政課 ☎775-4247・☎776-8873

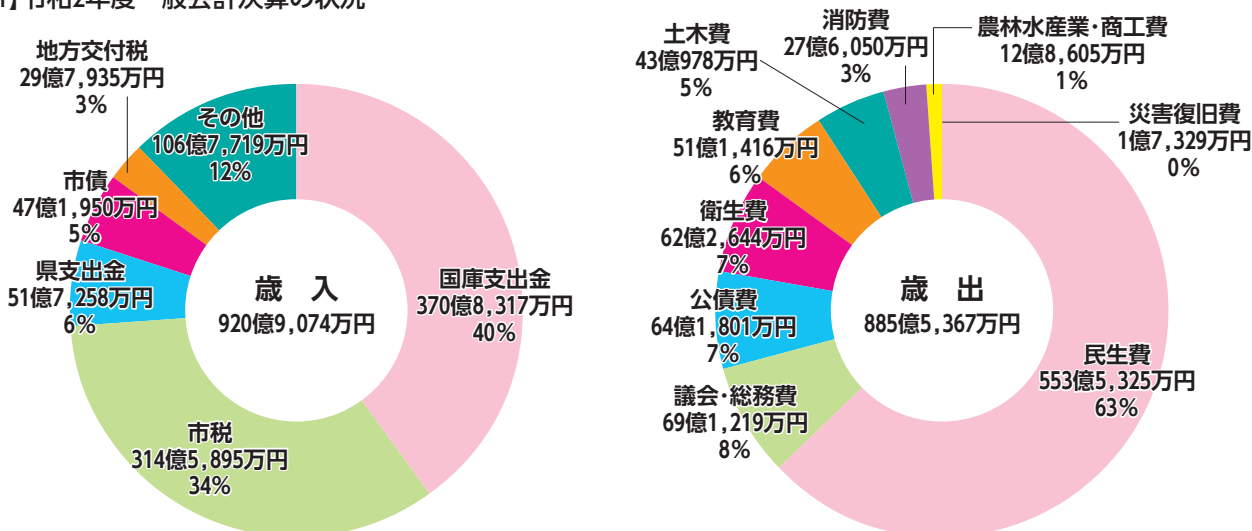
令和2年度決算

1. 一般会計

歳入の決算額は920億9,074万円となり、前年度に比べて267億901万円増加(40.9%増)、歳出の決算額は885億5,367万円で、前年度に比べて253億3,227万円増加(40.1%増)しました。

それぞれの内訳は図1のとおりで、令和2年度の主な事業は下記のとおりです。また、支出額の市民1人当たりの換算額は38万6,000円になります(11ページ表参照)。

【図1】令和2年度一般会計決算の状況



令和2年度の主な事業

総務費

- ・避難行動要支援者システムを導入
- ・コミュニティセンター大規模改修工事を開始
- ・指定避難所への新型コロナウイルス感染防止対策物資の配備

民生費

- ・子ども子育て支援複合施設の実施設計と用地購入を実施
- ・民間保育所の新設を支援
- ・保育所の紙おむつ処理の保護者負担を軽減
- ・障害者の相談体制を充実

衛生費

- ・ごみ分別アプリの導入
- ・PCR検査センターの設置などを支援

商工費

- ・プレミアム付き商品券の発行
- ・小規模事業者に対する利子補給や事業者向けワンストップ窓口の開設

土木費

- ・荒川流域に河川監視カメラを設置

教育費

- ・小中学校児童生徒に1人1台の学習者用端末を整備
- ・全小・中学校の体育館エアコン設置に着手
- ・各学校に必要な新型コロナウイルス感染防止対策物品などを購入

総務費・教育費

- ・RPA・AI-OCRの導入
※紙資料を電子化し、データ入力作業を自動化するものです。



完成したコミュニティセンター



学習者用端末

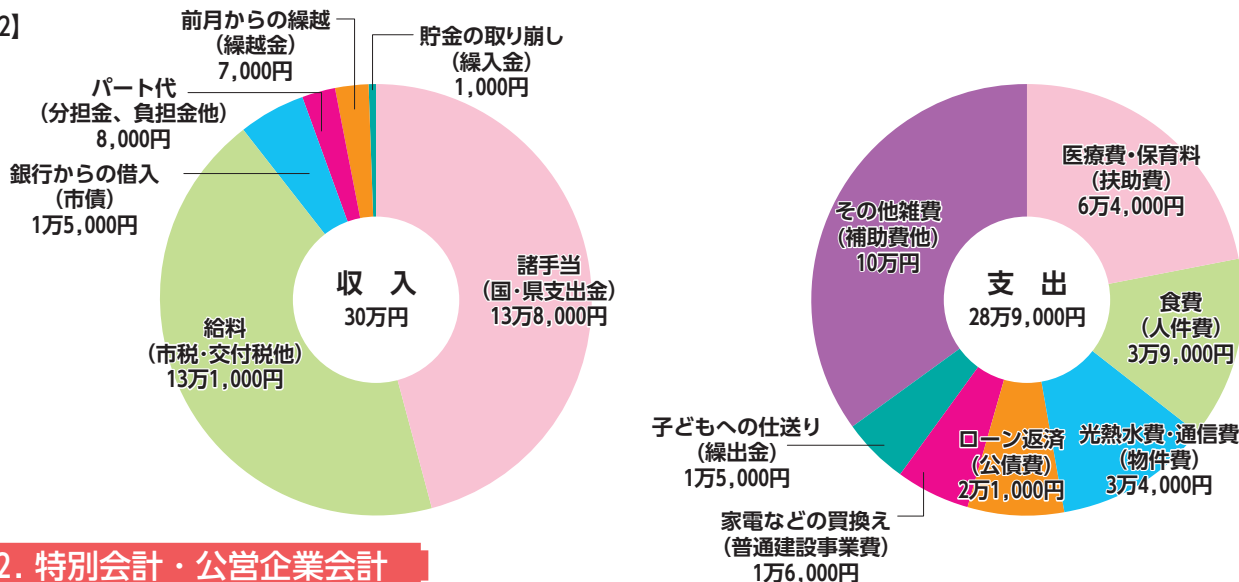
【表】市民1人当たりの支出額の換算額（令和3年4月1日現在の人口22万9,729人で計算）

| 民生費 | 議会・総務費 | 公債費 | 衛生費 | 1人当たりの支出額 38万6,000円 |
|--|------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 子育て支援、高齢者や障害のある人へのサービスの提供など 24万1,000円 | 議会運営や選挙、戸籍、徴税、庁舎管理など 3万円 | 公共施設整備などのために借り入れた市債の返済 2万8,000円 | ごみ、し尿の処理、環境対策、健康増進など 2万7,000円 | |
| 教育費 | 土木費 | 消防費 | 農林水産業・商工費 | 災害復旧費 |
| 学校、図書館、公民館などの管理運営、文化・スポーツの振興 2万2,000円 | 道路、河川、公園の整備・管理などのまちづくり 1万9,000円 | 消防・救急活動や災害対策など 1万2,000円 | 農業や商工業の振興 6,000円 | 災害によって生じた被害の復旧 1,000円 |

令和2年度の市の決算を家計に例えると…

市と一般家庭では単純に比較できませんが、月30万円の収入がある家計に例えると、収支の内訳は図2のようになります。 ※『日本の統計2020』（総務省統計局刊行）に基づく労働者の平均給与を参考にしています。

【図2】



2. 特別会計・公営企業会計

特別会計は、特定の事業を実施する場合、一般会計と区分して事業ごとの収支を明確にするための会計です。公営企業会計は、地方公営企業法の適用を受け、利用者の料金などにより公共の利益を目的に経営する事業の会計です。

【特別会計と公営企業会計の決算額】

〈特別会計〉

国民健康保険

収入 197億4,952万円
支出 192億7,895万円

介護保険

収入 176億7,319万円
支出 170億5,818万円

後期高齢者医療

収入 28億9,915万円
支出 28億9,041万円

〈公営企業会計〉

公共下水道事業

収益的収支
収入 37億1,470万円
支出 35億9,269万円

資本的収支
収入 22億5,516万円
支出 29億1,803万円

水道事業

収益的収支
収入 48億5,891万円
支出 41億9,044万円

資本的収支
収入 5億4,178万円
支出 14億5,235万円

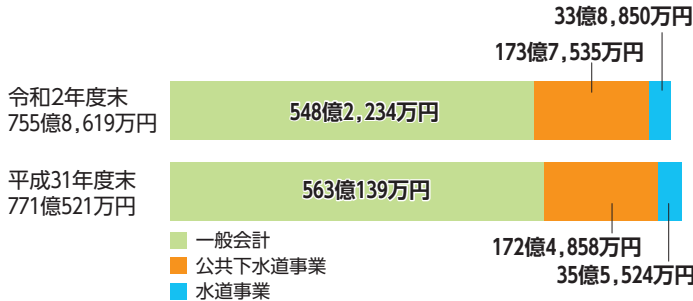
接続戸数/8万4,732戸、処理区域内人口/19万2,048人(普及率83.6%)
※収益的収支とは、各家庭での下水道の利用など、営業面の収支です。
※資本的収支とは、下水道の布設や施設の建設・改良事業面の収支です。

給水戸数/10万1,397戸、給水人口/22万9,372人(普及率99.8%)
※収益的収支とは、水道水を各家庭に供給するなど、営業面の収支です。
※資本的収支とは、配水管の布設や施設の建設・改良事業面の収支です。

3. 市債の状況

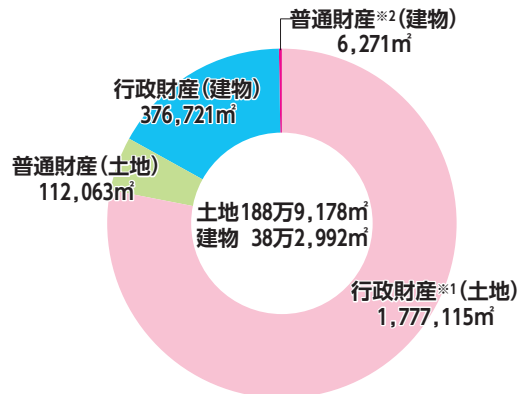
学校や道路、下水道などの公共施設を整備するために国や県、金融機関などからお金を借り入れています。この市の借入金を市債といいます。

令和2年度末の市民1人当たりの市債残高は32万9,023円(前年比7,627円減)です。



4. 市有財産の状況

市が保有する主な財産は以下のとおりです。



※1 行政財産とは、庁舎、消防施設など市が直接使用する財産や学校、公民館、公園など、市民が共同利用する施設をいいます。
 ※2 普通財産とは、貸し付けなどができる特定の使用目的を持たない財産をいいます。

5. 財政健全化指標

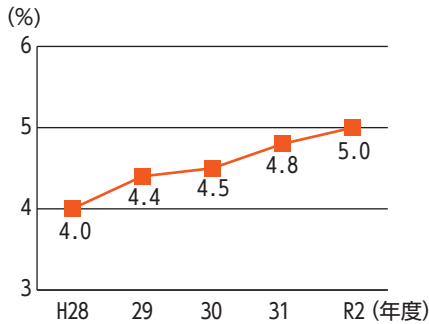
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、市町村の財政破綻(会社でいう倒産)を未然に防ぐため、財政の健全度を示す「健全化判断比率」と公営企業の経営状況の健全度を示す「資金不足比率」を算定し、公表することを義務付けています。

令和2年度の市の指標は全て健全の基準内にあります。

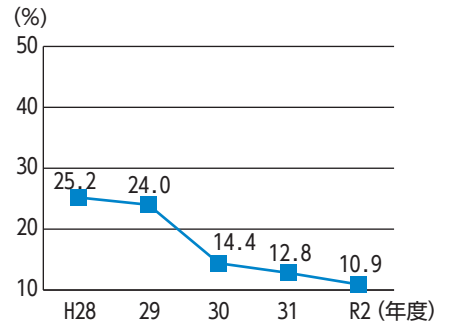
※市は全会計とも赤字決算ではないため、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は算定されません。

| 健全化判断比率 | 上尾市 | 財政は健全です! この状態を続けましょう | 財政の早期健全化 イエローカードです! | 財政の再生 財政危機です! |
|--------------------------------|-------|-------------------------|------------------------|------------------|
| 実質公債費比率 借金の返済などの財政負担がどれくらいか | 5.0% | 0% ~ 25% | 25% ~ 35% | 35% ~ |
| 将来負担比率 将来的な財政負担がどれくらいか | 10.9% | 0% ~ 350% | 350% ~ | |

実質公債費比率
の推移



将来負担比率
の推移



令和3年度 上半期(4月1日~9月30日)の収支状況

| | | |
|--------------------|---|---|
| 一般会計 708億8千万円 | 収入 333億5千万円 (収入率) 47.1% | 支出 271億6千万円 (執行率) 38.3% |
| 国民健康保険 207億7千万円 | 収入 95億2千万円 (収入率) 45.8% | 支出 97億1千万円 (執行率) 46.8% |
| 介護保険 181億6千万円 | 収入 73億5千万円 (収入率) 40.5% | 支出 71億4千万円 (執行率) 39.3% |
| 後期高齢者医療 30億2千万円 | 収入 11億2千万円 (収入率) 37.1% | 支出 10億 (執行率) 33.1% |
| 公共下水道事業 (企業会計) | 収益的収入(38億9千万円)・支出(38億2千万円) 収入 12億4千万円 (収入率) 32.0% 支出 4億6千万円 (執行率) 11.9% | 資本的収入(18億1千万円)・支出(32億1千万円) 収入 1億4千万円 (収入率) 7.7% 支出 9億6千万円 (執行率) 29.8% |
| 水道事業 (企業会計) | 収益的収入(44億3千万円)・支出(42億9千万円) 収入 22億円 (収入率) 49.5% 支出 12億3千万円 (執行率) 28.7% | 資本的収入(6億4千万円)・支出(40億円) 収入 0円 (収入率) 0% 支出 4億8千万円 (執行率) 12.1% |

叙勲 おめでとうございます

秘書政策課 ☎775-3849・☎775-9861

令和3年秋の叙勲及び第37回危険業務従事者叙勲の市内の受章者を紹介します(敬称略)。

令和3年秋の叙勲

瑞宝小綬章

野澤 佐たすく(会計検査事務功労)

瑞宝双光章

永嶋 徳昭(更生保護功労)

瑞宝単光章

荒木 司(専門工事業務功労)

野村 弘(技能検定功労)

第37回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章

井原 学(消防功労)

加藤 英二(消防功労)

佐藤 俊治(警察功労)

佐藤 文夫(警察功労)

森田 茂雄(防衛功労)

市内循環バス “ぐるっとくん”バス停 ネーミングライツパートナーを募集

交通防犯課 ☎775-5138・☎775-9927

市内循環バス“ぐるっとくん”のバス停に名称を付ける権利(ネーミングライツ)を購入する希望者を募集します。【掲載期間】令和4年4月1日から5年間 費12万円(年額) 申請書(交通防犯課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、必要書類を添付して、12月1日(水)~20日(月)に直接、交通防犯課へ ※詳しくは、市ホームページに掲載する募集要項をご覧ください。



人権擁護委員法務大臣表彰

人権男女共同参画課 ☎778-5111・☎778-5112

長年にわたる活動の功績を認められ、人権擁護委員の前島百合子氏が法務大臣表彰を受けました。

消防団永年勤続と消防功労者 表彰

消防総務課 ☎775-1500・☎775-2230

■消防団勤続20年で3家族が受章

第73回埼玉県消防協会定例表彰で、永年勤続20年消防団員家族顕彰を本市から3家族が受章しました(敬称略、氏名の後の数字は第1~第8分団を表す)。

家族顕彰/西森信介・晴美②、和久津健一・あゆみ⑤、高橋文一・早苗⑥

■消防功労者56人が受章

市内で消防活動に功労のあった次の56人が受章しました。

●県消防協会表彰

一等功労章/田中誠②、赤熊修③、深山純⑤、榎本剛士⑥、渡辺勇一郎⑥、堀越琢磨⑥、立花昌芳⑦、早田康之⑧ 二等功労章/城座和隆①、新井圭介①、矢上光男②、野本孝一②、和田康弘⑥ 三等功労章

/田村邦宏②、内藤太一④、野村聡⑤、櫻井学⑧ 機関技能章/小川竜平①、山中延明②、泉友和③、黒須健弘④、竹下佳太郎⑥、関根康司⑦ 勤続章/石川勝②、為我井正明③、坂井孝⑧

●県消防協会上尾支部表彰

特別功労章/新井丈介②、田口達也⑤、横田裕之⑥、岩田真一⑥、松澤孝一⑧ 一等功労章/野崎孝幸③、横山重雄④、山口裕真⑧ 二等功労章/森田智明①、石川佳太①、柳田篤史①、蓮見赴夫⑤ 三等功労章/小川竜平①、山中延明②、飯塚進④、黒須健弘④、加藤康寛④、猪又孝夫⑤、佐々木淳志⑥、関根康司⑦、苗村明宏⑦ 精勤章/小川竜平①、山中延明②、根田悠太③、飯塚進④、佐々木淳志⑥、関根康司⑦ 勤続章/松木タカシ⑦、福田安孝⑧ 優良団員(特別表彰)/今川健史⑦